

働き方改革関連法セミナー

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「パートタイム労働法」は「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります。

同法は「同一労働同一賃金ガイドライン」とあわせて、2020年4月1日（中小企業は2021年4月1日）から施行されます。

山梨労働局では、これらの法律の内容等について理解を深めていただくため、説明会を開催いたします。また、併せて改正労働基準法、ハラスメント対策等についてもご説明いたしますので、是非ご参加ください。

1 日時・会場

甲府会場 【定員130名】

日時：平成31年2月27日（水）

13：30～16：30

場所：アイメッセ山梨 大会議室
（甲府市大津町2192-8）

富士吉田会場 【定員130名】

日時：平成31年3月13日（水）

13：30～16：30

場所：富士吉田市民会館 小ホール
（富士吉田市緑ヶ丘2-5-23）

2 内容

- 1 パートタイム・有期雇用労働法について
- 2 改正労働基準法等について
- 3 職場におけるハラスメント対策について

3 申し込み方法

- ・下記参加申込書に必要事項を記入し、そのままFAXしてください。《参加無料》
- ・定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。
- ・お申し込みいただき参加が可能な場合は、改めて連絡しませんので、そのまま当日お越しください。

4 問合せ先

山梨労働局 雇用環境・均等室 （電話055-225-2851）

-----【働き方改革関連法セミナー 参加申込書】-----

FAX 055-225-2787

甲府会場 ・ 富士吉田会場 （どちらかに○）

会社名 参加者職・氏名	
連絡先（電話）	※定員に達してしまった場合にご連絡いたしますので、必ずご記載ください。 -

※お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。